

4月1日から 体育施設使用料が変わります

市では「第8次津山市行財政改革実行計画」で取り組んでいた体育施設使用料の見直しを、合併後4年目を迎えるにあたり実施しました。

これは、これまで異なっていた市内体育施設使用料の均衡と一体感の醸成のためと、サービスを提供する上で最低限度の受益者負担の原則に基づき、適正な料金体系を確立するものです。

【使用料見直しの基準】

1. 受益者負担の原則による市内者無料制度の廃止（加茂、阿波、勝北の一部と西部・東部運動・中央公園グラウンド、小野球場）
2. 同様施設の使用料の統一化（野球場、グラウンド、テニスコートなど）
3. 照明設備の使用料は消費電力により設定
4. 減免基準の統一

《主な統一内容（市内者）》

- ①消防団（方面隊以上）の使用料は全額免除
- ②障害者・65歳以上の高齢者で組織する団体の催物、高校以下の学校と保育所の催物、スポーツ少年団、中学生以下の非営利の各種スポーツ教室の会場使用料は50%減免
- ③これまで会場使用料・照明料の100%減免を受けていた各種団体については、経過措置として4月から1年間は会場使用料・照明料を50%減免
- ④激変緩和措置として、旧加茂町・阿波村・勝北町・久米町の体育施設使用料については、スポーツ少年団・中学生以下の非営利の各種スポーツ教室が使用する場合は当分の間、会場使用料を免除、照明を50%減免



行革王子からのお知らせ!!



①グラウンドなど

施設	旧	新
・西部公園グラウンド半面 ・中央公園グラウンド半面 ・勝北総合スポーツ公園多目的広場半面 ・久米総合文化運動公園多目的グラウンド半面 ・加茂町スポーツセンターソフトボール場 ・阿波グラウンド	・無料 ・無料 ・一般 200円 ・一般 150円 ・市内者無料 ・市内者無料	高校生以下 90円/1時間 一般 110円/1時間
・東部運動公園グラウンド ・加茂町スポーツセンター総合グラウンド	・無料 ・市内者無料	高校生以下120円/1時間 一般 160円/1時間

※ 新 使用料に減免基準が適用されます

②野球場

・津山スポーツセンター野球場 ・勝北総合スポーツ公園野球場	・一般 420円 ・一般 600円	高校生以下380円/1時間 一般 520円/1時間
・津山スポーツセンター小野球場	・無料	高校生以下190円/1時間 一般 260円/1時間

③テニスコート

・津山スポーツセンターテニスコート ・勝北総合スポーツ公園テニスコート ・西部公園テニスコート	・一般 520円 ・一般 600円 ・一般 520円	高校生以下310円/1時間 一般 520円/1時間
・加茂町スポーツセンターテニスコート ・久米総合文化運動公園テニスコート	・市内者無料 ・一般 200円	高校生以下210円/1時間 一般 420円/1時間

●当日キャンセルされるとキャンセル料金（予約時間分の会場使用料）が発生します。前日までに各担当窓口（祝日などで職員がいない場合は本庁直直 ☎32-2170）にご連絡ください。また、市ホームページ・携帯サイトからもキャンセルできます。

④体育館

・加茂町スポーツセンター体育館半面	・市内者無料	高校生以下 90円/1時間 一般 160円/1時間
・久米総合文化運動公園体育館半面	・一般 200円	高校生以下120円/1時間 一般 200円/1時間

問い合わせ先 スポーツ課各窓口 津山総合体育館 ☎24-0202、津山陸上競技場 ☎24-3773、加茂町スポーツセンター ☎42-3358、教育委員会阿波分室 ☎32-7044、勝北総合スポーツ公園 ☎36-5800、久米総合文化運動公園 ☎57-2900

国民年金 前納 割引 制度

国民年金の保険料は、支払い方法によってお得な割引料金が設定されています

国民年金保険料の納付には、支払いの手間や時間が省ける「口座振替」が便利です。

また、1年分や6カ月分の保険料を口座振替で前納したり、早割制度（当月保険料を当月末引き落とし）を利用すると、保険料の割引がありお得です。

■平成20年度国民年金保険料納入額早見表（現金納付・口座振替比較）

支払い方法	1カ月分		6カ月分		1年分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付 現金納付 口座振替	14,410円	—	86,460円	—	172,920円	—
早割 口座振替	14,360円	50円	86,160円	300円	172,320円	600円
6カ月分現金納付	—	—	85,760円	700円	171,520円	1,400円
6カ月分口座振替	—	—	85,480円	980円	170,960円	1,960円
1年分現金納付	—	—	—	—	169,850円	3,070円
1年分口座振替	—	—	—	—	169,300円	3,620円

毎月
お得

最も
お得

■口座振替の申し込み方法

- 市担当窓口、社会保険事務所、金融機関に口座振替申出書が置いてあります。基礎年金番号の記入が必要ですので、年金手帳や納付書で確認してください。また、金融機関届出印の押印が必要となります
- 口座振替での前納（6カ月・1年）の申し込みは、金融機関では2月29日(金)まで、社会保険事務所では3月上旬まで受け付けています。お早めにお申し込みください

問い合わせ先 保険年金課 ☎32-2072、津山社会保険事務所 ☎31-2363

ねんきん特別便 年金記録を必ず確認してください

昨年12月から、すべての年金受給者と現役加入者の人に「ねんきん特別便」の送付が始まっています。今年の秋までに順次送付されますが、3月までに届いた人は年金記録が統合できていない可能性があります。記録を確認し手続きを行ってください。また、4月以降に届いた人も必ず記録を確認しましょう。

問い合わせ先 ねんきん特別便専用ダイヤル 0570-058-555

2007年1月 問い合わせ先 保険年金課 ☎32

証の負担割合部分に「2割（平成20年3月31日までは「1割」）と記載されたものを交付（3割負担の人を除く）していますが、国の高齢者医療制度見直しの内容が再検討され、4月から翌年3月までの1年間は、窓口負担が1割のまま据え置かれることになりました。



国民健康保険 高齢受給者証 岡山県老人医療費 受給資格者証

差し替えますよ!